



志摩市告示第115号

志摩市官学連携研究等助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 19日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市官学連携研究等助成事業実施要綱を廃止する告示

志摩市官学連携研究等助成事業実施要綱(平成26年志摩市告示第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の志摩市官学連携研究等助成事業実施要綱第12条に規定する助成金の返還については、なお従前の例による。